

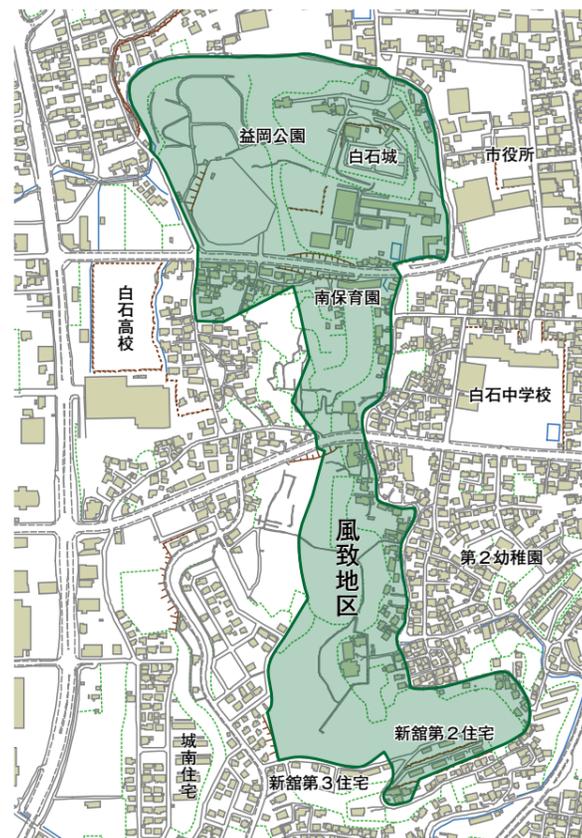
白石市風致地区内における 建築等の規制に関する条例を制定しました



◎都市整備課 ☎22-1325

平成23年11月28日付けの「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正により、10ha以上の風致地区（2以上の市町村にわたるものを除く）における条例の制定権限が都道府県から市町村に委譲されました。これに伴い、これまで宮城県による規制してきた本市の風致地区における建築等の規制について定めるため、「白石市風致地区内における建築等の規制に関する条例」および「同施行規則」を制定し、平成27年4月1日から施行しました。

風致地区区域図



風致地区とは

都市計画法第8条に定められている「地域地区」のひとつで、同法第9条第21項に「風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。」とされており、都市計画によって定められています。

おもに都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な人文景勝地において、建築物の新築・改増築、宅地の造成、土地の開墾、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められています。

許可が必要な行為

次に掲げる行為を行う場合は、許可が必要になります（条例第2条第1項）。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- ④土石の類の採取
- ⑤水面の埋立て又は干拓
- ⑥建築物その他の工作物の色彩の変更
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

※詳しくは、都市整備課窓口または電話で、お問い合わせください

「介護保険料決定通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書」 「国民健康保険（国保）税納税通知書」を送付します

◎税務課 ☎22-1313

■介護保険料（7月初旬発送）

●平成27年度の保険料額 前年の合計所得金額等により決定します。
なお、所得段階区分が改正されました。

介護保険料額	該当者
第1段階 月額 2,295円 年額 27,500円	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者でかつ世帯全員が市民税非課税
第2段階 月額 3,825円 年額 45,900円	・世帯全員が市民税非課税、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
第3段階 月額 3,825円 年額 45,900円	・世帯全員が市民税非課税、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下
第4段階 月額 4,590円 年額 55,000円	・世帯全員が市民税非課税、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超
第5段階 月額 5,100円 年額 61,200円	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下
第6段階 月額 6,120円 年額 73,400円	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税で第4段階以外
第7段階 月額 6,630円 年額 79,500円	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満
第8段階 月額 7,650円 年額 91,800円	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円未満
第9段階 月額 8,670円 年額 104,000円	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上

年金天引き（特別徴収）の方のうち、10月以降分の天引き額を均等にするために、8月天引き分を変更し調整している場合があります。

■後期高齢者医療保険料（7月中旬発送）

●平成27年度の保険料額
限度額(57万円)、均等割額(42,960円)、所得割率(8.56%)、改正なし。

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に応じて保険料が軽減されます。また、社会保険（建設国保などは除く）の被扶養者だった方も軽減が適用さ

れ、あらかじめ軽減された保険料で送付されます。

●納付方法

保険料の納め方は、年金天引き（特別徴収）、あるいは納付書や口座振替（普通徴収）があります。年金天引きとなっている方でも、条件を満たしていれば、申し出により口座振替に変更できます。

■国民健康保険税（7月中旬発送）

●平成27年度の保険税額
限度額 85万円（改正前81万円）
医療給付費 52万円（ \times 51万円）
後期高齢者支援金 17万円（ \times 16万円）
介護納付金 16万円（ \times 14万円）
税率等（改正なし）

	医療分	後期支援	介護分
所得割率	7.00%	2.10%	1.80%
資産割率	28.00%	7.00%	7.50%
均等割額	22,800円	7,200円	8,400円
平等割額	25,200円	5,400円	4,200円

●納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主あてに納税通知書が届きます。

●特別徴収と普通徴収

65歳以上74歳未満の加入者で構成されている世帯の国保税は、世帯主の年金から天引き（特別徴収）となる場合があります。

年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わることがあります。

なお、条件を満たしていれば、申し出により口座振替に変更できます。

●年度の途中で世帯主が75歳となる世帯の保険税の納付方法

前年度の保険税が年金天引き（特別徴収）となっていた世帯で、今年度中に世帯主が後期高齢者医療制度に加入となる場合は、年金天引き（特別徴収）が行われません。

普通徴収（納付書や口座振替）となりますので、ご注意ください。

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に

応じて税額が軽減されます（申請不要）。ただし、対象者の中に1人でも所得の申告をしていない方がいると、軽減が受けられない場合があります。

また、国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、経過措置が適用されます。

※社会保険の被保険者本人だった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入する場合は申請が必要です。

●非自発的失業者軽減制度

倒産や解雇などによる離職者は、軽減制度が適用されます。雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者で、離職日時点で65歳未満の方が対象です。申請には、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。

「東京電力福島第一原発事故により設定された避難指示区域等に居住していた方」は、減免期間が延長されました

平成26年度までに減免を受けられていた方は、引き続き減免が受けられます。申請の必要はありません。ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者については、平成27年4月から9月までの分が減免されます。

平成27年4月1日以降に新たに被保険者となり、「原発事故による避難」をされている方は、新たに減免申請書等の提出が必要となります。

●申請に必要なもの

- ①被災証明書など（原発事故による避難であることがわかるもの）
 - ②印鑑
- 詳しくは、お問い合わせください。